

地方創生事業に

期待!

賛成 9 対 3 反対

一般会計補正予算
可決

現在のふるさと納税は

問 ふるさと納税の寄付金で、補正予算がついています。現在どれくらいの金額が寄付されているのですか。

答 産業振興課長 4月1日から本日まで約1億9千万円を超える寄付がありました。

問 繰越明許費の定義は、款と項と事業名・金額を明記し議会の議決を受けるとなっています。よって、議決なしでは変更できません。また、財源内訳をなぜ一般会計にしたのですか。

答 基地・財政課長 地方創生交付金の一部を今回補正をお願いしている事業費に充てると考えております。国や県と協

問 繰越明許費にかかわるもので事業名を変更するのは、議会議決が必要で違法ではないですか。

答 基地・財政課長 村としては、広義の地方創生事業と捉え予算の流用を行ったもので違法ではありません。

事業の変更内容は

問 繰越明許費の事業変更した内容を詳しく説明してください。

答 基地・財政課長 減少した事業は、むら・ひと・しごとまるこ

とブランド化事業です。増加している事業は、防犯カメラ設置事業、母子保健支援事業、通学路見守り事業です。

手続き上、違法では

問 繰越明許費の定義は、款と項と事業名・金額を明記し議会の議決を受けるとなっています。よって、議決なしでは変更できません。また、財源内訳をなぜ一般会計にしたのですか。

答 基地・財政課長 地方創生交付金の一部を今回補正をお願いしている事業費に充てると考えております。国や県と協

議を行った結果、今回は間に合いませんでした。次回は計上させていただきます。

問 繰越明許費にかかわるもので事業名を変更するのは、議会議決が必要で違法ではないですか。

答 基地・財政課長 村としては、広義の地方創生事業と捉え予算の流用を行ったもので違法ではありません。



見守り隊と一緒に帰ろう!

精米機は買わないのか

問 26年度予算の地方創生交付金事業で議会議決をした米の倉庫や精米機などをなぜ買わないのですか。

答 村長 検討した中で倉庫は村にある

ものを活用します。精米は10日間のできる分量です。これは民間でも十分対応可能なので買わないことになりました。

農家に迷惑はかからないのか

問 予算を流用しての事業変更で、米の生産農家に迷惑がかかったのではないですか。

答 村長 精米機購入の他にも中止した

ものもあります。内容は、台湾への視察です。これらがどれくらい効果があるのかという事で、見直しをしました。米の生産者には迷惑はかけていません。

第4回定例会が11月30日から12月9日までの10日間で開かれました。一般質問には、8人の議員が登壇し地方創生などの質問が行われました。また主な議案は、ふれあい館と福祉センター並びに学童保育所の指定管理者の指定や条例改正、特別会計補正予算、一般会計補正予算など慎重な審議が行われました。

一般会計補正予算 1億2600万円増額

提案理由

今回の補正は、歳入が、事務事業の進捗に応じた国庫支出金、県支出金の増減です。そのほか地方譲与税・地方消費税及び一般会計金の増減などです。歳入は、地域活性化・地域住民緊急支援交付金事業で実施する防犯カメラ設置事業です。また、母子保健費、教育防犯費など予算整理も含んでいます。ほかには、ふるさと納税に対する返礼に係る経費の増減などです。

議論となった地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の変更事業

- ・ふるさと名物券
- ・ふるさと旅行券
- ・海外トップセールス事業(台湾への旅費)
- ・*SOILオリオンピッキング機器等購入費
- ・精米機等購入費
- ・自慢のコシヒカリ栽培継承
- ・都会人農業支援事業 など

変更前



変更後

- ・プレミアム付商品券発行事業
- ・防犯カメラ設置事業(28基)
- ・通学路見守り事業
- ・異世代交流教室助成事業
- ・不妊治療費助成事業
- ・(一般)不妊治療・不育治療
- ・任意予防接種助成事業
- ・(B型)肝炎・ロタ・おたふく

※土壌

陳情

件名 村道1065線(乙倉海戸9号線)道路拡幅工事

提出者 第5区 区長代理 青木 孝男
第5区 区長 阿部 浩二

結果 不採択
賛否 全員賛成

賛成討論

● 柏井 保夫 議員
問題となっている繰越明許費は、前村政で行ってきた事業を村民のために精査し直した事業変更です。非常に村民にとつていいと思います。担当課長が内閣府に確認をとつており、問題ないと判断します。予算の流用についても款・項一緒ならよろしいと判断し、会計検査上ですので違法性はないと確信し賛成します。

● 南 千晴 議員
交付金事業等の変更は、内閣府が承認し、8月24日時点で、款と項を越えての流用ではないため、議会議決の必要はなかったと理解します。事業内容も防犯カメラ設置や母子健康保健事業が多く、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることに繋がる大切な事業です。この補正予算は村民全体の福祉と安全に繋がり、必要と

● 小山 久利 議員
今回の補正は、歳入は国と県の制度改正及び金額の確定や確定見込みによる増額です。それに伴う財政調整基金繰入金金の減額、歳出は、予算の執行状況による過不足の増減であります。必要最低限の補正と認められます。今回の流用されたものは名称の変更です。財政上、款と項の変更もなく、何の違法性もない予算ですので賛成します。

反対討論

● 早坂 通 議員
繰越明許費は、繰り越した後、目的に反しないよう執行するもので、予算の議決をする前に執行したことは違法です。また、事業を中止したことによる不利益を新規事業の財源にすることも違法です。この間の度重なる議会議決の軽視、議決権の侵害を認めれば、議会の存在意義はなくなり二元代表制をみずから否定することになり反対します。

● 小野関 武利 議員
この補正予算を承認することは、不正に加担する行為であり、村の自治に汚点を残すこととなります。財務省の指導を受けたところ流用は明らかに不正であるということです。また、議会をないがしろにする村長の政治姿勢を認めることですので、断じて容認できません。よって反対とします。

● 松岡 好雄 議員
時間をかけての事業の検証・見直しですが、本来の事業で地方自治法違反したものを認めるわけにはいきません。損害賠償が発生した場合、この責任は村長、基地・財政課長、責任をとつてもらいます。いろいろ検証してみると間違いなく黒です。よって反対です。